



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

○ 知事における個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則（総務私学課）	1
告 示	
○ 公共測量の実施の通知・2件（農地農村整備課）	2
○ 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）	2
公 告	
○ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）	2
○ 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）	3
公安委員会事項	
○ 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域 レジャー提供業者の指定	3
選挙管理委員会事項	
○ 選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示	4
○ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数	4
正 誤	
○ 令和7年12月12日付け公報定期第5371号中訂正	5

規 則

沖縄県規則第50号

知事における個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事における個人情報の保護に関する規則（令和5年沖縄県規則第41号）の一部を次のように改正する。
第2号様式、第17号様式及び第25号様式中

「イ 請求者本人確認書類
運転免許証 健康保険被保険者証 個人番号カード
在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他（
※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。」

を

「イ 請求者本人確認書類
運転免許証 個人番号カード
在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他（
※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。」

に改

める。

第28号様式中

「2 利用訂正をしないこととした理由」

「2 利用停止をしないこととした理由」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第480号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年12月19日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市字城辺（西中底原地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年12月12日から令和8年3月24日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第481号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、うるま市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年12月19日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 公共測量を実施する地域 うるま市（石川前田第2地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年12月5日から令和8年3月5日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第482号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和7年12月19日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 石垣市字盛山盛山225番1
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年12月19日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 沖縄県うるま市複合店舗開発 うるま市字前原前原172番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社大石企画 福岡県福岡市博多区博多駅南五丁目25番7号 代表取締役 大石堅治
- 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和7年12月19日から令和8年4月20日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年12月19日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年10月4日 沖縄県指令土第746号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字我謝前川原278番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字我謝712番地の2（コンフォート西原203号） 比嘉恵美
- 5 検査済証番号 令和7年12月1日 第5028号
- 6 工事完了年月日 令和7年9月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年12月19日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年12月11日 沖縄県指令土第880号、令和7年11月6日 沖縄県指令土第813号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平善綱原202番1ほか3筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 西原町字我謝777番地の1クラシアえにし105号室 株式会社にしほら 代表取締役 前川亘
- 5 検査済証番号 令和7年12月8日 第5030号
- 6 工事完了年月日 令和7年11月10日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第242号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第23条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和7年12月19日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
海水浴場	フサキビーチリゾート	アイランド株式会社 (代表取締役) 代田量一	令和7年11月14日から 令和8年11月13日まで
プレジャー ボート提供業	フサキビーチリゾート	アイランド株式会社 (代表取締役) 代田量一	令和7年11月14日から 令和8年11月13日まで
	石垣島ADVENTURE Pippi	株式会社NASH (代表取締役) 奥田光三郎	同上
	西表島ADVENTURE Pippi	株式会社NASH (代表取締役) 奥田光三郎	同上
	有限会社ピーエムシー	有限会社ピーエムシー	同上

	パイレーツマーリング ラブ	取締役 中西亮	
	宮古島ADVENTURE Pippi	株式会社NASH (代表取締役) 奥田光三郎	同上
潜水業	有限会社ピーエムシー パイレーツマーリング ラブ	有限会社ピーエムシー 取締役 中西亮	令和7年11月14日から 令和8年11月13日まで
スノーケリング業	石垣島ADVENTURE Pippi	株式会社NASH (代表取締役) 奥田光三郎	令和7年11月14日から 令和8年11月13日まで
	西表島ADVENTURE Pippi	株式会社NASH (代表取締役) 奥田光三郎	同上
	有限会社ピーエムシー パイレーツマーリング ラブ	有限会社ピーエムシー 取締役 中西亮	同上
	宮古島ADVENTURE Pippi	株式会社NASH (代表取締役) 奥田光三郎	同上

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第49号

選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月19日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武田昌則

選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示

選挙運動及び政治活動事務取扱規程（昭和63年沖縄県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第4号の3及び」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の第16条第1項の規定は、この告示の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

沖縄県選挙管理委員会告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和7年沖縄県選挙管理委員会告示第45号は、廃止する。

令和7年12月19日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,519
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 246,992
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	17,142
うるま市選挙区	33,467
沖縄市選挙区	37,442
宜野湾市選挙区	26,322
浦添市選挙区	30,640
那覇市・南部離島選挙区	87,616
豊見城市選挙区	17,014
島尻・南城市選挙区	36,641
糸満市選挙区	16,100
宮古島市選挙区	15,314
石垣市選挙区	14,717
国頭郡選挙区	17,794
中頭郡選挙区	41,771

正 誤

令和7年12月12日付け公報定期第5371号登載の「土砂災害警戒区域の指定の解除（沖縄県告示第467号）」中次のとおり誤り。

ページ	6		
行	上から1		
誤	区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	島袋(1)-2	北中城村字島袋のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
	島袋(1)-3	北中城村字島袋のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
正	区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	大平(2)-1	浦添市字大平及び大平二丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
	牧港(4)	浦添市牧港二丁目及び牧港三丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
	安波茶(3)-1	浦添市経塚一丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び	急傾斜地の崩壊

浦添市役所において縦覧に供する。)

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1